

# 会報

## 第69号

練馬西納税貯蓄組合連合会  
会長 町田 光



小中学生 税の作品 合同表彰式 (大泉学園 ゆめりあホール)

練馬西納税貯蓄組合連合会  
ホームページ

随時更新中



QRコード

|    |                 |   |                     |    |
|----|-----------------|---|---------------------|----|
| 目次 | 年頭のご挨拶 .....    | 2 | 中学生の「税についての作文」..... | 5  |
|    | 令和六年度納税表彰 ..... | 3 | 表彰・優秀作品紹介           |    |
|    | 税を考える週間 .....   | 3 | 税務署提供.....          | 10 |
|    | 納税キャンペーン .....  | 3 | 都税だより .....         | 11 |
|    | 賀詞交換会 .....     | 3 | 区税だより .....         | 13 |
|    | 城西地区協議会 .....   | 3 | 連合会の動き .....        | 15 |
|    | 一日税務署長 .....    | 3 |                     |    |
|    |                 |   |                     |    |
|    |                 |   |                     |    |
|    |                 |   |                     |    |

# 謹賀新年



練馬区長

前川 燿男



練馬都税事務所長

高野 豪



練馬西税務署長

近藤 高史



練馬西納連会長

町田 光

## 年頭のご挨拶

練馬西納税貯蓄組合連合会

会長 町田 光

新年明けましておめでとうございます。組合員の皆様方には、益々のご健勝のうちには新春を迎えられたことと、心よりお慶び申し上げます。

昨年を振り返りますと、元旦に石川県能登地方を震源とする能登半島地震が起こり、被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。その中で、1月19日に勤労福祉会館において、組合長会議および賀詞交換会を開催しました。石橋練馬西税務署長をはじめとするご来賓に参加をいただき、特別講師にせんだみつお様をお迎えしてユーモラスな経験談をおりまぜながら楽しい講演をしていただきました。

2月19日・20日の両日恒例の確定申告時期の広報活動を行い、その出発式にお忙しい所、石橋練馬西税務署長を始めとして三税のご担当者の皆様にご出席いただきました。

また2月22日にはコロナの影響で3年間開催できなかった練馬西管内の校長先生、税務署の幹部の皆様、納税貯蓄組合の役員と「中学生の税の作文」についての意見交換会を行い貴重なお話を聞くことができました。この開催で例年より多くの作文の応募があったと思っております。5月16日第34回定期総会が勤労福祉会館で関係税務官公庁並びに友誼団体ご来賓ご臨席のもと開催されました。議案は満場一致で可決承認されました。総会後は、ナイッ嬢様の司会進行で、「漫才56号」「ねりまだいこん」による漫才を

お楽しみいただきました。8月8日練馬西税務署において昨年も行った「マジック教室」を署の先生のお子さん達を集め私が行いました。簡単なマジックでしたが子供達の笑顔が素敵でした。

9月に入り「中学生の税の作文」審査会を練馬西税務署さんの会議室をお借りして行いました。今年は14校1723編の応募があり昨年より43編増となり、力作ぞろい、中学生の皆さんの税の関心の高さを感じずにはいられませんでした。12月13日には、ゆめりあホールにて「税の作品合同表彰式」を前川区長を始め、近藤練馬西税務署長、高野練馬都税事務所長など三税の幹部皆様をお呼びして盛大に行うことができました。

年末の18日に「一日税務署長」のイベントを西税務署で行い三名の生徒さんによる作文の発表がありました。

この一年数多くの事業が有り、組合員のお力が無ければなりたらず本当にありがとうございます。また、署・都・区・三税の後方支援があったからこそと感謝申し上げます。

現在納連のかかえている財政問題、組織の硬直化、人事の新陳代謝を促進し組織の活性化を図ることは組合の存続には不可欠です。

新しい年を迎えられた皆様方のご健勝とご事業のご繁栄を祈念いたしました。年頭のご挨拶といたします。

### 令和六年度 納税表彰

11月12日(火)練馬西税務署主催の納税表彰式が石神井公園区民交流センターにて行われました。  
 練馬西納連からは瀧島康秀組合長が練馬西税務署長表彰を受彰されました。  
 ○練馬西税務署長表彰  
 瀧島 康秀(組合長)



### 納税キャンペーン

令和6年10月17日(木)に西武池袋線大泉学園駅前において、高野練馬都税事務所長はじめ幹部・若手職員の方々、近藤練馬西税務署長はじめ幹部の方々、練馬区四本税務課長はじめ区役所の方々、練馬西納連幹部・青年部・女性部の総勢36名で令和6年納税キャンペーンを実施しました。

「納税キャンペーンを行っております」「納税はキャッシュレス納付が便利です」と呼びかけて、PRチラシと共にボールペン・ティッシュなどの配布を納連の法被を着て約1時間程行いました。



### 「税を考える週間」署長講演

令和6年11月18日(月)練馬西税務署長 近藤高史様による特別講演会を開催しました。  
 ご自身が関わってきた業務に関してのお話や赴任先での思い出など、資料に基づく貴重な講演をいただきましたと有意義な時間となりました。



### 賀詞交換会

令和7年1月17日勤労福祉会館において組合長会議および賀詞交歓会を開催しました。  
 組合長会議では令和6年事業報告と今後の予定についての説明がありました。  
 その後の賀詞交換会では近藤練馬西税務署長をはじめとする来賓に参加頂き特別演芸会、松鶴家ぼん様による「マジックショー」で楽しいひと時を過ごしました。



### 城西地区協議会

令和6年11月5日 杉並区役所において令和6年度城西地区協議会が開催されました。  
 当納連は共通課題「組織の現状と今後の取組について」を金山副会長が、自由課題「地域コミュニティとの良好な関係の構築について」を町田会長が発表しました。各納連の様々な発表も大変参考になり有意義な協議会となりました。

### 一日税務署長

12月18日 練馬西税務署にて、中学生の「税についての作文」東京国税局長賞、練馬西税務署長賞を受賞された生徒3名が一日税務署長に就任し、名刺交換・模擬決裁・署長訓示を行いました。模擬決裁時には決裁の内容について鋭い質問をされていたのが印象的でした。一時間ほどでしたが、今後においてもとても貴重な経験がされたのではないかと思います。



住みやすい家づくりを、  
**太平建設**がお手伝いいたします。

～『人と暮らし』を主役とした住まいづくり～

注文住宅

土地活用

耐震  
 リフォーム

一級建築士事務所 東京都知事(14)第23221号 建設業許可 東京都知事(特-4)第65754号

株式会社 **太平建設**

〒177-0052 東京都練馬区関町東1-10-9

お問い合わせは ☎ **03-3928-4173**

地域型住宅グリーン化事業採択工務店  
 ZEHビルダー公募登録事業者



URL: <https://www.ktaihei.com>  
 E-mail: [ktaihei@oak.ocn.ne.jp](mailto:ktaihei@oak.ocn.ne.jp)

太平建設

検索

御料理仕出し専門  
 (創業昭和15年)

◆ お祝い ◆

誕生日、出産祝い、お食い初め、節句  
 七五三、成人祝い、結納、母の日・父の日  
 長寿祝い、新居祝い

◆ パーティー ◆

◆ 法事 ◆



会席



寿司



大鯛焼



ケータリングパーティーUOISA



**魚伊三**®

TEL 03-3920-1260 (代)

FAX 03-3920-1399



ご利用に応じたカタログご希望の方送付いたします。

うおいさ

検索

災害に強い街づくりをお手伝い  
 地域のために この街のために そして、あなたのために

西京信用金庫は東京都と連携した  
 政策特別融資「西京防災対策」の  
 取扱いを開始しました

地域のために この街のために そして、あなたのために

**西京信用金庫**

大泉支店

TEL 3921-1211

ホームページ… <http://www.shinkin.co.jp/saikyo/>

# 中学生の「税についての作文」表彰

令和6年12月13日大泉学園のゆめ

りあホールにて、練馬西税務署管内

の税務関連団体（練馬西納税貯蓄組

合連合会、（一社）練馬西青色申告会、

（公社）練馬西法人会、練馬西間税会）

の税に関する作品との合同表彰式が

実施されました。

当日は練馬西納税貯蓄組合連合会

からは上位作品の方にご出席いただ

き、練馬西税務署長、都税事務所長、

練馬区長、教育長、区議会議長から

表彰状が渡されました。

中学生の「税についての作文」は

本年度十四校から一七二三編もの多

数の作品の応募がありました。

このような数多くの応募は、授業

時間の確保も大変な中、各中学校の

校長先生、諸先生方をはじめ、学校

関係の皆様のご協力とご指導の賜物

と厚く御礼申し上げます。

受賞者は次の方々です。（敬称略）

## ☆東京国税局長賞

石神井中学校 3年 山上 璃子

## ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞

大泉北中学校 3年 藤田 陽向

## ☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞

大泉中学校 3年 鬼塚 玲衣

## ☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞

石神井西中学校 3年 松澤 愛真

## ☆練馬西税務署長賞

大泉中学校 3年 西田 愛加

東京都立大泉高等学校附属中学校

3年 秋元 芽

## ☆練馬都税事務所長賞

上石神井中学校 3年 小林 陸都

## ☆練馬区長賞

石神井西中学校 3年 渡邊 凜音

## ☆練馬区議会議長賞

東京学芸大学附属国際中等教育学校

3年 坂本れいん

## ☆練馬区教育委員会教育長賞

大泉学園中学校 3年 木幡 誠

## ☆練馬租税教育推進協議会会長賞

上石神井中学校 3年 田中 裕基

## ☆公益社団法人練馬西法人会会長賞

関中学校 3年 児玉 和颯

## ☆練馬西納税貯蓄組合連合会会長賞

大泉学園中学校 3年 吉井 美和

東京都立大泉高等学校附属中学校

3年 吉野 麻奈

大泉第二中学校 3年 村山 梨紗

大泉中学校 3年 廣田 璃子

上石神井中学校 3年 高橋 凛

東京学芸大学附属国際中等教育学校

3年 塩塚理沙恵

大泉西中学校 3年 端迫 新

石神井西中学校 3年 菅谷 唯

大泉第二中学校 3年 丸山 青

大泉第二中学校 3年 杉本 由奈

## ☆練馬西納税貯蓄組合連合会優秀賞

石神井中学校 3年 関田 颯

大泉学園中学校 3年 清水 心菜

大泉中学校 3年 岡部 紗季

大泉第二中学校 3年 原田 康佑

東京都立大泉高等学校附属中学校

3年 田村 耕

石神井西中学校 3年 遠藤 愛弓

石神井中学校 3年 横沢 莉愛

大泉学園中学校 3年 鹿乗 歩花

関中学校 3年 田口 楓

大泉西中学校 3年 津藤 咲来

石神井南中学校 3年 金井塚未宇

石神井南中学校 3年 門永 拓斗

石神井南中学校 3年 細川 美操

東京学芸大学附属国際中等教育学校

3年 戸塚麗央奈

大泉北中学校 3年 山本 晶美

関中学校 3年 益田 莉央

石神井中学校 3年 上田 悠

東京都立大泉高等学校附属中学校

3年 渡邊 華

東京女子学院中学校

3年 伊藤 芽愛

大泉西中学校 3年 杉野 志帆

関中学校 3年 平田絵美里

大泉学園校中学校 9年 木下 愛唯

☆作品募集についての協力が特に顕

著な中学校に対する感謝状

大泉第二中学校

# 優秀作品紹介

☆東京国税局長賞

『税』による助け合い

練馬区立石神井中学校 三学年

山上 璃子

二〇二四年一月一日、令和六年能登半島地震。親戚一同集まり、新年のお祝いムードで食卓を囲っていたときに目に飛び込んできた、その惨憺たる出来事に、私は雷に打たれたような衝撃を受けた。再従姉妹と共に楽しんでいたお正月のお笑い番組は中断され、テレビはどのチャンネルをつけても地震のニュースで持ち切りだった。部屋中に響く緊急地震速報。避難を促すアナウンスの声。大きく揺れる現地の映像。幼い子どもまでが、じっと黙って、ただ画面を見つめていた。その当時私がいた福岡県は揺れしなかったものの、私も地震大国日本に住んでいる身だ、とても他人事とは思えなかった。

翌日、「現在の現地の様子」というテロップとともに映し出される倒壊した建物や津波被害に、私はまた衝撃を受けた。いち早くの復興を願うと同時に、その莫大な費用は一体どこから発生しているのだろうか、私には何ができるのだろうか、といった疑問が浮かんだ。

調べてみると、地震の復興にはやはり税金が使われていることが分かった。具体的には、『復興特別所得税』と呼ばれるもので、東日本大震災の際に復旧・復興事業の財源確保を目的に創設されたそうだ。勿論これは能登半島地震の復旧・復興事業にも使われている。

『復興特別所得税』は地震大国日本には必要不可欠であり、私たちを助けてくれる大切なものといえるだろう。東京に住む私は、『復興特別所得税』のおかげで東日本大震災からの復興を果たしたため、今暮らせている。では今度は私たちが能登半島を助けようではないか。助け合いの輪は日本のカルチャーではないか。「納税することで被災地の人々を助けることができる。また、自分たちもそうして助けられてきた。」このような考えをもつて、「税」を前向きに捉えてほしいと思う。

税率が引き上げられると決まって批判の声が飛び交うため、大した根拠もないが、正直私も「税」には依然として悪い印象を抱いていた。しかし今

日、『復興特別所得税』を知ること、それを払拭することができたように思う。「税」は私たちの暮らしには欠かせないもの、人々を助けるもの、明るい未来のためのもの、といった認識に改められた。

知ることは考えを改めるきっかけであり、固定観念を覆してくれる。人々は批判する前にその対象をよく知るべきだ。「税」はもちろん、『復興特別所得税』の他にも数多く存在する。私はこれからそれらについて学び、その重要性とありがたみを知る。そして、前向きに捉え、流布させ、未来につなげていきたいと思う。



☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会長賞  
『さざれ石だとしても』

練馬区立大泉北中学校 三学年

藤田 陽向

私は、税金は小さな石のようなものだと思う。小さな石だとしても、どこまでも転がっていく。たとえ小さな石だとしても、集まれば大きな岩となる。日本の国歌にある、「さざれ石のいわおとなりて」のように。もちろん、「いわお」になるには長い年月や、たくさんさんの「さざれ石」が集まることが必要だと思うが、そしてこの「いわお」の大きな力を感じた出来事がある。

小学三年生のころ、親の仕事が気になったときがあった。家庭ではあまり仕事の話をしていない両親が、どのような職業についているか知っていたのだ。母の口から出たのは、税金という言葉だった。難しい言葉ばかりで当時話の半分も理解できていなかったが、母が税金に関係している仕事をしているということだけは理解した。しかし税金という言葉はよく分からず、菌の名前だと思っていた。そんな私に、母は税金についてやさしく解説された漫画を図書館から借りてきてくれた。詳しい内容は忘れてしまったが、ある場面は今でも覚えている。登場人物の男の子が朝目を覚まし、学校へ行く。信号は止まっていて道路は壊れかけている。事故が起きて、救急車も警察も呼ぶことができない。学校は電気がついておらず、先生も生徒もいない。それは、税金のない世界だった。私はこ

れが現実だったらと思うととても怖かった。同時に普段から当たり前と思っていたものがなくなるようなことに困るのかと思った。そしてその当たり前が税金で支えられているのかと感じた。みんなのために使われているたくさんのお金。これが最初の税金のイメージだった。自分が税金に関わっているなんて当時はまだ思ってもいなかった。

最近、「いわお」の持つ力を実感したことがある。区の事業に参加したときだ。私が住む練馬区は、友好都市であるオーストラリアのイブスウィッチというところと交流している。オーストラリアへ行き、一週間ホームステイをするこの事業は中学生が参加する。この事業は二十八年、交流は三十年続いている。参加には生徒一人四万円の負担が必要である。しかし、四万円がオーストラリアへ行き、一週間過ごせるだろうか。この事業のために、四万円以上の税金が使われていると教わった。生徒、引率の先生含め七十名以上が現地へ行った。練馬区の人口が約七十四万人のため、四千万円を集めるには、区民一人あたり五十円ほどの負担が必要である。五十円という小さな「さざれ石」でも集まれば大きな「いわお」となる。たくさんさんの「さざれ石」のおかげで、私はたくさんの人々に出会い、成長できた。本当に感謝しかない。

生活に欠かせない、豊かで安心した生活を支えている税金。その税金は、大人だけでなく、自分たちにも深く関わっている。「さざれ石」を、「いわお」を大切にして、そのありがたさを感じながら生活していきたい。



☆東京国税局管内納税貯蓄組合連合会優秀賞  
『奈良時代の税から考えたこと』

練馬区立大泉中学校 三学年

鬼塚 玲衣

税について考えるにあたり、奈良時代の租調庸を思い出した。これは、日本における最初の税制であった。国家が誕生し、国を運営していくためのエネルギーが必要になり、その仕組みが作られたのだ。その内容は、「これで私たちは飢え死にしないで済む」という農民だけが苦しみ、仕組みを作った貴族は税を免除され贅沢な生活をするという未熟なものだった。

現代に当てはめてみるとどうだろう。税は「国を動かすエネルギー」という役割は変わらない。しかし、現代に至る長い歴史の中で国民が主権を持ち、国民が恩恵を受けられるように税のしくみが改善されてきた。現在では、私たちの健康や生活を守るための「社会保障関係費、道路整備などのための「公共事業関係費」、教育などのための「文教及び科学振興費」に多く使われている。

ここで私自身がいかに税金に助けられているか振り返ってみたい。まずは教育だ。調べてみると東京都の中学生一人あたりの年間公費負担額は、約一三二万円である。税金があるからこそ、学校に通い、勉強することができている。学校へ安全に通えるのは、道路が整備されているからで、これも税金だ。病気になる時に安心して病院に通えるのも税金があるからだ。このように少し振り返ってみても税のありがたさを大いに実感できた。

さらに視野を広げると、決まった日にゴミを収集してくれるのも、街の安全を見守ってくれる交番も、緊急サイレンを鳴らしながら走る救急車・消防車なども、税金で運営されている。街や人々の安全・安心は、税金で保障されているのだ。コロナが流行した時にも、地震などで災害が発生した時にも、税金を上手く使って対応している。つまり、税金の恩恵によって、私たちの「安全・安心な日常生活」が維持できているのである。

しかし難しいのは、税金の恩恵と一言に言ってもその立場により、税の使われ方の要望は違っていること。そこで私たちは、まず自分にとって望ましい「税の使われ方」を考えることが大切になる。次に現在の民主主義のもとでは、税制を決定する役割は国会議員や地方議員に委ねられている。とするならば、どの議員が税の正しい使い道を考えているかを知り、選挙権を得たならば、「投票」すること。加えて、納税は国民の義務であり、税の大切さを知ったため、社会人になった時にはこれを果たすことは大前提である。また、時代劇の影響で、年貢(税金)は取られるものというイメージが強かった。だが、今回調べてみて税金は社会を支え、それを将来に繋げていくものと理解ができた。奈良時代の税の授業をきっかけに、「税の使われ方」「投票」「納税」などについて、中学生である今から意識を持つていくことが、将来の自分たちの生活と税を支えることにつながると思う。

☆東京納税貯蓄組合総連合会長賞

『未来へのバトン』

練馬区立石神井中学校 三学年

松澤 愛真

妹は不治の病にかかっている。薬があれば普通の生活を送ることができるが、月に一度大きな病院に診察を受けに行く。すると、必ず大きなお金いっぱい薬などの医療品を持ち帰ってくる。医療品のことなど詳しくない私でもそれらが安いものではないことは分かる。疑問に思った私は、父に聞いていた。あのたぐさんの薬を買うためにいくら払っているのか、と。しかし、父から返ってきた答えは衝撃の言葉だった。ほとんど払っていないよ、と言われたのだ。そんな訳はないと思っただけはすぐに調べてみた。そこで初めて小児慢性特定疾病医療費助成制度という制度があると知った。国が七百八十八もの疾病を対象に税金を使って医療費を負担してくれるらしい。この制度のおかげで、最低限の費用で妹は治療を受けることが出来ているのだそうだ。

これを知ってから私は、税金の大切さに気付くことができた。税金というと、未成年の私には消費税くらいしか身近に感じるものがなかった。そのため、今までは買い物をしたときにただ余分に払わなければいけないものというマイナスイメージを持っていた。しかし、あらためて考えると私達の生活は税金に支えられていることに気付かされる。学校・図書館・道路・信号などの公共施設や警察・消防・ゴミ収集などの公共サービスが挙げられるときりがなく、加えて日本は地震や台風など自然災害が多い国だ。それらの対策のために費やされるお金や、災害発生後の復興費なども税金から賄われている。毎日健康に、そして安全に過ごすことが出来ているのは税金があつてこそなのだ。私一人では微々たる力だけれど、国民一人一人が税金を納めることで「日本」という国を支える大きな力になっている。税を納めることは決して無駄なことではないのだ。

妹が笑顔で毎日過ごすことが出来ているのは税金のおかげだ。税は健康だけでなく、笑顔も守ってくれている。

税金はバトンだと思う。過去の人々から受け取り、今を走る大人達が未来の日本のためにつなぐバトン。私達はそれを受け取って、次の未来のためにつなぐという大切な役割がある。そのために

しっかり勉強をして知識をつける。税は大人が払うものだからと他人事のように考えず、一人の日本国民として関心を持つ。それがこれからの私達に求められていることだ。



☆練馬西税務署長賞

『教科書に込められた思い』

練馬区立大泉中学校 三学年

西田 愛加

私はとある資料を見て、とても衝撃を受けた。そこには、一年間で中学生一人あたりに使われる税金は約百万円であるということが書かれていた。そして、これは一人にかかるお金であつて、全国には約三百二十万人もの中学生がいる。そう思うと、莫大な金額が教育に使われていることになる。自分の知らないところでこんなにも多くの税金が動いていたことを知り、「税」についてもつと学びたいと思った。

学年が上がると、必ず配られる教科書。いままでは当たり前のように受け取り、汚い字で名前を書き、雑に扱っていた。しかしある日、ふと教科書の裏表紙に書いてある小さな文字が目に入った。何だろう。こんなところに文字が書いてあるなんて初めて知った。私は教科書に顔を近づけ、小さな文字を読んだ。「この教科書は、これからの日本を担う皆さんへの期待をこめ、税金によって無償で支給されています。大切に使いましょう。」私、胸が締め付けられるような気持ちになった。自分のこれまでの行動を思い出し、深く反省した。この教科書はきつと、私たちのために多くの人がたくさんのお時間とお金、労力をかけて作り上げてくれたのだと思う。教科書には、たくさんのお人の思いが詰まっていると知った。それから私は、どんなときもありがたみを感じて教科書を大切に使うと誓った。

毎日私たちが学校で使っている机や椅子。これ

らもすべて税金によってまかなわれている。教育には、福祉や医療よりも多くのお金をかけている。そうだ。私は、なぜ国はこんなにも教育にお金をかけてくれるのだろうか。と疑問に思った。もつとお金を使いたい場面はたくさんあるはずなのに、それでも国は多くのお金をかけて私たちに勉強をさせてくれる。国が教育にお金をかける理由。それは、将来日本を背負っていかねければならない私たちへの期待を込めて、未来への投資をしてくれているのだと思った。世界には、学校に行きたくてもいけない子どもたちがたくさんいる。そんな中で、私たちが色々な人が納めた税金によって支えられ、今こうやって学校に通い、友達と出会い、恵まれた環境で勉強することができている。そのことが決して当たり前ではないんだということもいつか心の中に閉まっておきたいと思った。

この作文を通して、改めて税金の大切さを実感した。今は多くの人に支えられてもらっているけれど、この先十年後、今度は私たちが支える側になる。今投資してもらっている税金にあたるもの。私には出来ていない胸を張って言えるだろうか。私にそんな自信はない。だから、今は勉強に一生懸命励み、将来の日本を支えられるように努めることで、国に恩返ししたいと思う。これからの生活の一日一日を大切に、人々の支えに日々感謝しながら生活したい。



☆練馬西税務署長賞

『納税の義務と権利』

東京都立大泉高等学校附属中学校 三学年

秋元 芽

「納税」「増税」この二つの言葉を聞いてプラスのイメージを抱く人は少ないと思う。一見聞くと自分の給料の一部を提出しなければいけないから、ものを買う際にも元の値段より多めに支払わなければならないなかつたりと、単なる負担のように

思える。私も最近まではなぜこんな負担を国民に課せなければならぬのだろうか疑問に思っていた。しかし税について調べていくうちに、納税は義務だが権利でもあると考えるようになった。

税には所得税と言つて給料の一部を税金として納める制度がある。給料の何パーセントを納めるかどうかは人それぞれ年収によって決まるが、多い人ではおよそ四十五パーセントも納めなければいけないそう。もちろん私の父も所得税を納めている。私は、自分が一生懸命働いて得た給料の一部を納めるのは嫌ではないのかと父に聞いた。父は、

「たしかに納税に負担を感じたことはあるし不公平だと思つた時はある。でも、お父さんが納める税金によって娘たちがよりよい環境で教育を受けられたり、治療を受けられると考えるとそんなに大したものではないのかもしれないね。」と言つた。私には理解が難しかった。税金によって具体的などのような環境が整えられるのか想像が難しかったが、父が仕事に戻つてしまひ詳しくは聞くことが出来なかつた。

その一週間後、私は学校の紹介のもと、国立大学のキャンパスツアーに参加させていただいた。ツアーではその大学の学生さんたちに大学内を案内していただき、いろいろな施設の見学をする事が出来た。特に印象に残つたのは大きな図書館と数えきれないほどたくさんある研究室だ。図書館ではものすごい数の本と広い閲覧室があり、研究室においても各部屋に高性能パソコンがいくつも置いてあった。中学校とは全く違う光景に圧倒されたと同時に、このような素晴らしい設備を整えるお金はどこから来ているのだろうかと感じた。家に帰つて調べてみると国立大学の経費の約四十パーセントが税金による運営費交付金だということが分かった。学生の方たちは、設備が整っているおかげで自分がやりたいことに没頭ができるとおっしゃつてた。

これらの経験を通して私は、納税は義務であるとともに、税金によって整えられた環境で過ごすことが出来る権利でもあるのだと気づいた。私はまだ未成年で自分が働いて特にお金を納税したことはないが、自分が成人して納税をする立場となつたら、しっかりと税金を納め、自分の人生を豊かに生きる権利を勝ち取りたい。

☆練馬都税事務所長賞  
『祖父の笑顔と税金』

練馬区立石神井中学校 三学年 小林 陸都

「本当に、助かるね。」

僕の祖父がよく口にしていた言葉です。僕の祖父は、がりが体に広がってしまい、以前できていた日常生活の色々な事が、時間の経過と共にほとんどできなくなっていました。そのときに、利用し始めた介護保険で、訪問看護等を利用して、看護師さんにケアしていただいていた。祖父は大腸がんのためストーマという人工肛門を作っていました。それは、肛門から排便できないため、人工的にお腹に作る排泄口のことです。祖父は体の変化に戸惑いもあり、家で入浴することもためらうようになっていました。しかし、看護師さんに

「お風呂、はいれますよ。」

と、優しく励まし、介助してもらうことで、祖父も大好きだったお風呂に入るようになって、笑顔も増えました。僕は、小学校から帰宅すると、お風呂から上がった祖父がいて、

「こうしてお風呂に入れたらいいね。」

と話していたことを覚えています。あのとときの介護保険も税金の一部で賄われていることを知ったのは中学生になってからでした。母が介護保険に携わる仕事に就き、

「介護保険ってなに？」

と聞いた時に、教えてもらいました。他にも税金はどのように使われているのだろうと気になって調べてみました。僕が通っている中学校の椅子や黒板、机も税金が使われていました。また、新型コロナウイルス感染症対策にも税金が使われていました。ワクチン接種のみならず、流行時に学校に通学できない時のオンライン授業に使用したタブレットも税金が使われていることを知りました。通学できない時に、世の中が変わっていくことへの不安の中で、オンラインで、慣れ親しんだ先生や友達の顔をみたり、話すことができ、とても安心したのを覚えています。税金は思っていたより遥かに身近なものであることが分かりました。

僕達が安心して生活していくために必要な公的サービスのことを社会保障ということ学びました。祖父は亡くなってしまいました。病気になることも安心して生活できていたのは税金の力が大き

いと感じました。税と聞くと、負担に感じる人もいるかもしれません。僕自身も消費税の分、お小遣いが減ってしまうなあと思っていました。税金がどのように使われているのかを考えると、見方が違ってきました。税金のことを調べに行った図書館も税金で建てられています。僕達の生活は税金で支えられていることが多いのです。

今後、病気になったり、年老いてからの生活のことも考えると、税金は欠かせません。僕も、大人になって、働き始めてからも税金を正しく納め、微力ではありますが、誰もが住みやすい社会のために貢献していきたいと思いました。税金は僕たちの生活に必要不可欠であることが分かりました。

☆練馬区長賞  
『税金がつくる居場所』

練馬区立石神井西中学校 三学年 渡邊 凜音



夏休み、図書館にいく多くの学生がやっているのをよく見かける。私たち小中学生は読書感想文が課題として出されるからだろう。かかいう私もそのために徐々に図書館へ足を運んでいく。コロナが流行ってからというものの、めっきり図書館へ行くことが少なくなりました。私も前はよく通っていた。夏でも冬でも外で遊び回る体力を持ち合わせていなかった。代わりに図書館という快適な空間で知識を蓄えていたものだ。また、館内の学習室を借りて友達と勉強していたこともあった。小学生のおこづかいでは買えない本も無料で借りることができるし、取り寄せることもしてくれる。そんな図書館は私の大事な居場所だった。

図書館含む公共施設の多くは無料で使うことができる。それはひとえに税金のおかげなのだ。建物や机などの設備から、司書さんたち働く人の給料まで全てが税金でまかなわれている。もちろん本やCDも税金で買われている。二〇二一年度の図書館予算を調べてみると、東京都だと町村部で平均二千九百万円、市部で平均三億九千万円、区部で平均十三億円、と大きく差はあれど毎年莫大な税金が使われていることが分かった。私たちの納めている税金が、私の好きな図書館へ使われていることを再確認できて、少し安心した気持ちになった。

しかし、電子書籍が普及している昨今、特に「図書館は税金の無駄」との意見が増えていると聞く。確かに、電子書籍を購入すればいつでもどこでも本が読めるし、デバイスの検索エンジンを使えば調べものために図書館で本を探す必要さえいなくても言える。技術の進歩とともに、図書館から人が遠ざかっていくのはしかたのないことかもしれない。それでも図書館がなくなるといけないのは、私たちが子供や学生にとって図書館が大切な場所だからだ。幼児に読書のおもしろさを伝えるのも、金欠な学生が読みたい本を無料で読めるのも図書館だからこそできることだ。それに、一年中空調が効いている快適な空間でもある。図書館は誰でも、いつでも、知識を求める人には平等に与えてくれる。たとえ大人が図書館から離れても、子供にとっては知的好奇心を満たす源であることに変わりはない。つまり、税金は私たちの知識の源をつくらせているのだ。

また、近年いくつかの図書館では所蔵している本をインターネット上でも読めるようにする、電子図書館をつくる取り組みが増えている。少しでも多くの人が気軽に図書館を利用できるように、施設側も努力していることだ。それに、図書館でできることは本を読むことだけじゃない。司書さんに本について聞いたり、学習室で勉強したりできる。きっと、人それぞれ図書館との接し方があると思う。どうか今一度、自分たちの税金でつくられたものとの向き合い方を探してみよう。

☆練馬区議会議員賞  
『国民の命を救う税金』

東京学芸大学附属国際中等教育学校 三学年 坂本 れいん



あなたは「負担」というキーワードと共に話題になる税金が、国民の命を救う「希望」として国民に寄り添い、戻ってくると言われたら信じられるだろうか。

二〇一一年三月十一日は日本人が何十年、何百年経っても記憶すべき日だ。国民の平凡な日々を数秒間で破壊した大きな揺れと津波を悪夢のように記憶する人々は、今でも苦しい思いを抱えながら毎日を過ごしている。死者と行方不明者を総合

し、二万人程の国民が命を失った。また、電力供給などの面でも影響を受け、社会全体が経済的にも苦しんだ。大切な人を失った悲しい思いの中、長い間避難生活を送る人々のためにいち早くこの状況を復興させる必要があった。そこで平成二十三年十二月から二十五年間、「復興特別所得税」が創設された。対象となる人は個人の所得の二・一%を取める必要がある。また消費税しか直接的に関わっていない感覚である十五歳の私だが、令和十九年には二十八歳となり、いずれ払うことになるだろう。残り十四年の間、復興できるように被災から一十一年経った今でも語り続けるべきだ。

また復興に政府と国民の関心が必要な中、新年を迎える令和六年の元旦に再び悪夢を思い出し、しまう大地震、能登半島地震が発生した。金沢市には宿泊税があるほど日本伝統の木造住宅を大切に、共存してきた能登半島には致命的だった。能登半島の状況を把握した政府が複数の法律を成立させる。被害を受けた国民全員が適切な申込を通じて、納税の期間を延長することができる。さらに住宅や家財に甚大な被害や損失が生じた場合、税金の軽減・免除および損失の金額を雑損控除の対象とすることができる。

一方で、私たちがより着目すべき点は今まで国民が払ってきた税金がどのように使われているのかというところだ。再建設や倒壊した設備を復旧するために国や県から寄贈される「補助金」が、国民が今まで払い続けた税金から出される。この補助金があることによって被災者が避難所で基本的な避難生活を行うことが成り立っている。しかし、この補助金を受け取り、個人や建設会社等が使用するにあたって複雑な手続きが問題となり、復旧に遅れが生じている。

このように被災地では再建設の遅れや女性用品の不足など切りのない問題に地震発生から約九ヶ月経った今でも囲まれているが、もしこの補助金さえ存在しなければどうなっていたらだろうか。国民全員がこの税金の仕組みおよび使われ方を理解すれば、最短で復興できる部分だと考える。無駄な税金の消費が着目される社会だが、反対に社会にとって「適切な使い方」はなんだろうか。

税金とはある日突然弱者になってしまった国民を根底から守るものでもあり、国民の命を救う希望だ。だから、私は十代の学生も税金をより真剣に捉える必要があると思う。

☆練馬区教育委員会教育長賞

『税によって自然環境を支えるために』

練馬区立大泉学園中学校 三学年

木幡 誠

「地球温暖化」、この単語を今までの人生で何回見て、聞いたことがあるのだろうか。

私は幼い頃から自然環境に興味があった。特に海の生き物が大好きで、小学生の時には図鑑を多く読み、好奇心・探求心をふくらませてきた。そんな人間だった。

だからこそ、同時期私は環境問題に目を向けた。我々の快適な生活により、苦しむ動植物たち。その苦しみによって、地球の自然に歪みが生まれる。そしてその歪みは気候変動に加え、食糧危機となり、私たちにおそいかかってくる。このような内容を見たとき、私は鳥肌が立った。それと同時に大きな使命感が沸き上がり、節電、節水を家族にこころがけるよう言った。この小さな出来事から数年が経ち、税の作文をかくことになった私は、この内容と税の関わりを調べることにした。

自然環境と税の関わりを調べると、「森林環境税」、「森林環境譲与税」が出てきた。これらのは、森林を整える林業に携わる人の減少により、自然環境の保全と地域温暖化防止に大きな役割をもつ森林の機能が維持できなくなってしまうため、機能維持に必要な財源確保を目的としたものである。これらの活用により、森林は保全されていく。しかし、これだけでは足りないとい私は考えた。ブルーカーボンの可能性を広げるために使用する税をつくってはどうか。まずブルーカーボンとは海藻などの海洋生物が大気中の二酸化炭素を原料とし、光合成によって生み出された炭素化合物を海底に蓄えたものを指す。これの素晴らしい所は、人の手の入らない自然の作用によって、多くの二酸化炭素を吸収し、安定した状態で地中に炭素化合物を長期間蓄えられる所である。これらの活用は海洋国であり、人口減少が進む日本という国にとって大きな希望につながるのではないのだろうか。ただし、このブルーカーボンには大きなデメリットもある。それはブルーカーボンという存在が未知数であり、海の酸性化に大きな影響を与えるかもしれないという点だ。海の酸性化は、水に二酸化炭素のとけた炭酸水が酸性になると同じように海水に二酸化炭素がとけ、酸性になってしまう現象だ。貝の殻がとける

などの被害が生まれる。これらの問題を研究する科学者にこの税の譲与をするのはどうだろうか。高い技術力の集まるこの国だからこそ、できる取り組みではないのだろうか。

まとめると、ブルーカーボンを支援する税によって、ブルーカーボンの拡大、問題を解決しようとする研究者・団体に税を譲与しようという提案である。金額は森林環境税とうまくバランスをとり、納税者に配慮した金額にすべきと考える。税は私たちの生活を支え、自然環境も守る大切なものである。私は社会と科学、両方の視点から物事を見て、最善を判断できる人になりたい。



☆公益社団法人練馬西法人会会長賞

『納税だけでなく選挙への参加を！』

練馬区立関中学校 三学年

児玉 和颯

納税は国民の義務です。これは憲法で定められており、すべての日本国民に適用されます。納税は国が存在するために必要不可欠なものであるため、納税をしない国民、決められた納税額をおさめないとい脱税としてばつせられます。税金は、警察や消防、国会議員などの人たちをやとったり、自分たちがかせぐお金だけでは健康的で文化できな最低限度の生活ができない人たちに向けて生活保護というお金が税金を財源として給付されるのです。

このように、税金をおさめることは国を維持し、国民みんなが生活できるような社会を作るためにあるのです。

では私たちは税を納めるだけでよいのでしょうか。国民から集められた税金は国会で予算としてどう使うか決められます。日本は間接民主主義なので選挙で選ばれた国会議員たちが国会に集まり納付された税の使い道を決めるのです。私たち、といっても18歳以上の成人した人たちに限られてはしましますが、その人たちは選挙に行くことができます。その選挙で自分の考えに近い候補者を

選ぶことで間接的に納付した税金の使い道を決めることができます。このように日本社会の仕組みとして国民から集めた税金の使い道を決められるようになっていきます。ただこれは18歳以上の人たちの話であり、その年に達していない僕ら中学生のような未成年はどうすればよいのか。これは選挙や社会の仕組みについて学ぶべきだと思います。まず前提として未成年の選挙権がないのは社会を知らない、世の中のことや問題を深く理解し、それを解決するために自分の意思で投票できる人が少ないからです。成人した人の中にこうした人ばかりいるかは疑問ですが、選挙権がないなら周辺知識を学び、いざ投票できるようにならなら今まで学んだ知識を活かして投票してもらいたいと思います。

また、最近問題になっているのが投票率の低さです。令和三年度の投票率は55.93%です。これは半数弱の人が投票していないことになり、深刻です。投票をしないということは、政治はどうなってもいい、税金はどんな使われ方をしてもいいという意思表示になってしまいます。これは成人した大人として、日本国民として無責任です。しっかりと投票して選挙に参加し、国民みんなが税の使い方を決めるべきだと思います。

ここまでたくさん意見をのべてきましたが、私の言いたいことは3つです。1つ目は国民の義務である納税をしっかり行おうということ。2つ目は未成年は成人するまで選挙や社会の仕組みを学ぼうということ。3つ目は成人した後は毎回選挙に参加し、社会の一員の自覚を持って投票することです。自分はまた未成年なので、社会の授業や自主学習で社会や選挙についてもっと学び、しっかりと知識を持って成人し、毎回必ず投票して税の使い方を決め、しっかりと納税したいです。



書面で申告書等を提出する皆様へのお知らせ



# 令和7年1月からの 申告書等の控えへの 收受日付印の押なつ について

国税庁・国税局・税務署では、税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに收受日付印の押なつを行わないこととしました。

令和7年1月からは、申告書等を書面で提出する際には、**申告書等の正本(提出用)のみを提出(送付)**していただきますよう、お願いします。

また、申告書等の提出年月日は、必要に応じて、ご自身で記録・管理をお願いします。

※ 対象となる「申告書等」とは、申告書のほか、申請書・請求書・届出書等を含む、国税庁・国税局・税務署に提出(送付)される全ての文書です。

申告書等の提出は、e-Taxが大変便利です。

e-Taxを利用すると、申告書等データの送信後にメッセージボックスから送信日時や申告内容を確認することができます。

e-Taxホームページでは、e-Taxのご利用方法や利用可能時間、パソコンの推奨環境、よくある質問(Q&A)等の情報を掲載しておりますので、ご覧ください。

書面で申告書等を提出された場合の、提出事実・提出年月日の確認については「申告書等情報取得サービス」等の方法があります。  
詳しくは国税庁ホームページに掲載しています。

詳細はこちら



国税庁 国税庁ホームページ <https://www.nta.go.jp>

税務署提供

# 都税だより

■1月は固定資産税(償却資産)の申告月です(23区内)

固定資産税は、土地や家屋のほか、償却資産(構築物、機械、器具、備品等の事業用資産)についても課税の対象となります。

令和7年1月1日現在、23区内に償却資産を所有している方は、申告が必要です。令和7年1月31日(金)までに、資産が所在する区にある都税事務所へ申告してください。期限近くになりますと、窓口が大変混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

また、償却資産の申告には、電

## 固定資産税・都市計画税の納税には、安心便利な口座振替をご利用ください。

口座振替は、預貯金口座から納期の末日(納期限)に自動的に納税できる制度です。2019年4月1日から「Web口座振替申込受付サービス」がスタートとなり、口座振替の申込みがさらに便利になりました。詳しくは主税局ホームページの専用サイトをご覧ください。  
([https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web\\_kouzafurikae.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/common/web_kouzafurikae.html))

<口座振替のお問い合わせ先>

**主税局徴収部納税推進課 (03-3252-0955)**

子申告(eLTAX…エルタックス)もご利用いただけます。詳しくは、eLTAXホームページ(<https://www.eltax.tla.go.jp>)をご覧ください。

■認定長期優良住宅を新築し、1月31日(金)までに申告された場合、固定資産税が減額されます

令和8年3月31日までの間に、一定の要件を満たす認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます。減額を受けるには申告が必要です。住宅が新築された年の翌年(1月1日新築の場合はその年の1月31日までに、当該住宅が所在する区にある都税事務所へ申告してください。

### \*減額の対象となる住宅

要件として①令和8年3月31日までの間に新築された住宅であること、②「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」に規定する認定長期優良住宅であること、③居住部分の床面積の割合が当該家屋の2分の1以上であること、④1戸あたりの床面積が50㎡以上280㎡以下であること(ただし、1戸建て以外の貸家の用に供する住宅については、40㎡以上280㎡以下)、が必要で

### \*減額される期間・税額

新たに固定資産税が課税される年度から5年度分(3階建て以上の耐火・準耐火建築物については7年度分)、当該住宅の固定資産税額(居住部分で1戸あたり床面積120㎡

相当分までを限度)の2分の1が減額されます。

※長期優良住宅の認定を受けるためには、事前に申請が必要です。認定基準、認定を受けるための手続きなどは、区役所へお問い合わせください。

### ■住宅用地の申告はお済みですか？(23区内)

1月1日現在、住宅の敷地として利用されている土地(住宅用地)については、固定資産税・都市計画税(23区内)が軽減されます。次の①～⑥のいずれかに該当する場合には、申告が必要です。

- ① 住宅を新築・増築した場合
- ② 住宅の全部または一部を取り壊した場合
- ③ 住宅を建て替える場合
- ④ 家屋の全部または一部の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑤ 土地の用途(利用状況)を変更した場合
- ⑥ 住宅が災害等の事由により滅失・損壊した場合

①から⑤の場合は「固定資産税の住宅用地等申告書」、⑥の場合は「固定資産税の被災住宅用地等申告書」に必要事項をご記入の上、令和7年1月31日(金)までに、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班に提出してください。

期限間近になりますと、窓口が混雑しますので、お早めに申告をお願いします。

## 都税がスマホ決済アプリで納付できます

- 📍 おうちで今、納付できます！
- 📱 スマートフォン決済アプリの「請求書の支払いサービス」で納付書のバーコードを読み取るだけで納付ができます。
- 💡 手数料はかかりません。



### 利用できるアプリ



### 注意事項

- 領収証書は発行されません。
  - 納付手続完了後に納付を取り消すことはできません。
  - バーコードのない納付書や汚損によりバーコードが読み取れない納付書はお使いいただけません。
- 主税局HPで詳細をご確認の上、ご利用ください。

※地方自治体QRコード(eL-QR)のある納付書については、スマートフォン決済アプリでeL-QRを読み取ることも納付できます。利用できるスマートフォン決済アプリは地方自治体HPをご覧ください。(QRコードは(株)デンソーウェーブの登録商標です。)

詳しくは、お持ちの土地が所在する区にある都税事務所の土地班までお問い合わせください。

### 【お問合せ先】

東京都練馬都税事務所  
〒176-8511  
練馬区豊玉北6-13-10  
TEL 3993-2261 (代)

芽吹かせよう ありがとうの和



JA東京あおば



©たねりん

|             |                   |              |                   |
|-------------|-------------------|--------------|-------------------|
| 石神井支店       | 電話 03 (3995) 4121 | 大泉支店         | 電話 03 (3925) 3111 |
| 関町支店        | 電話 03 (3920) 4128 | 石神井地区アグリセンター | 電話 03 (3995) 4955 |
| 大泉地区アグリセンター | 電話 03 (3925) 3112 |              |                   |

新鮮野菜販売中

|          |                   |                |                   |
|----------|-------------------|----------------|-------------------|
| とれたて村石神井 | 電話 03 (3995) 3132 | ファーマーズショップこぐれ村 | 電話 03 (3925) 3113 |
|----------|-------------------|----------------|-------------------|

ご進物・ご贈答・ふるさとへのお土産に

東京銘菓

惣兵衛最中

和菓子処

 あわ家惣兵衛

東京都練馬区大泉学園町7-2-25

電話03-3922-3636

FAX03-3922-1948

ポリ袋各種小売しております

45・70・90L ゴミ袋各種 / レジ袋 / 規格袋 / 傘袋 / 鉢袋

※箱単位にて承ります



オーダーガイド承ります



営業時間

9:00~17:00 土日祝日休み

井口ポリエチレン株式会社

ご注文・お問い合わせ

03-3920-3131

<http://www.iguchi-poly.jp>

# 区税だより

練馬区役所代表番号

☎03-3993-1111

## ■個人住民税の申告期限は

3月17日(月)です

申告はお早めに!

## ☆住民税の申告

令和7年1月1日現在、区内にお住まいの方で、令和6年中に所得があった方は住民税の申告が必要です。ただし、つぎの①または②に該当する方は、申告が不要となります。

① 税務署に確定申告をする方

② 令和6年中の所得が給与所得・公的年金等に係る雑所得のみで、支払先から練馬区へ給与支払報告書・公的年金等支払報告書が提出されている方のうち、控除内容に変更・追加(医療費控除など)がない方

※所得がなかった方でも、国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険などの算定(減額等)の資料となるほか、非課税証明書の交付などの手続が必要となる場合がありますので、住民税の申告をお勧めします。

めします。

## ☆住民税申告書の発送

前年に住民税の申告をされた方などには、税務課から申告書をお送りします。(2月3日(月)発送予定)

申告書が必要な方で、届かない場合は、ご連絡ください。

## ☆マイナンバーの記載を忘れずに

住民税の申告には、マイナンバーの記載および本人確認書類の提示または写しの提出が必要です。

## ☆申告に必要なもの

① 住民税申告書

② 収入や経費の明細

③ 控除額が分かるもの(医療費控除の明細書、生命保険料・地震保険料などの証明書、国民年金保険料の控除証明書・領収書、社会保険料などの支払金額の分かるもの)

④ マイナンバーおよび本人確認書類

## ☆申告受付場所

● 練馬区役所本庁舎(4階税務課)

● 石神井庁舎(5階)

● 早宮地域集会所(2階)

● 上石神井南地域集会所(3階)

● 東大泉中央地域集会所(2階)

● 大泉北地域集会所(3階)

● 光が丘区民センター(2階)

● 関区民センター(2階)

※ご注意 申告受付日時は各会場によ

り異なりますので、必ず税務課へお問合せください。

## 〔お問合せ先〕

練馬区役所税務課

区税第一(第四係)

電話5984-4537(直通)

## ■事業者(給与支払者)のみなさまへ

個人住民税の電子申告「エルタックス(eLTAX)」のご案内  
給与支払報告書を「エルタックス」(インターネットによる電子申告)で提出することができます。なお、エルタックスで提出した事業者は、住民税の特別徴収に係る税額通知について、電子データでの受取も選択できます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lg.jp>)をご覧ください。

提出することができません。なお、エルタックスで提出した事業者は、住民税の特別徴収に係る税額通知について、電子データでの受取も選択できます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lg.jp>)をご覧ください。

提出することができません。なお、エルタックスで提出した事業者は、住民税の特別徴収に係る税額通知について、電子データでの受取も選択できます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lg.jp>)をご覧ください。

提出することができません。なお、エルタックスで提出した事業者は、住民税の特別徴収に係る税額通知について、電子データでの受取も選択できます。詳しくはエルタックスホームページ(<https://www.eltax.lg.jp>)をご覧ください。

## ■個人住民税の課税(非課税)証明書・納税証明書の発行について

本人確認ができるものをご持参ください。(マイナンバーカード・運転免許証等)  
☆区の窓口での証明書交付  
年末年始を除き、税務課では平日午後5時まで、各区分事務所では平日午後7時まで交付します。

また、練馬区民事務所のみ毎週土曜

(祝休日・年末年始を除く。)の午前9時から午後5時まで交付します。

## ☆平日夜間・土日・祝休日(要予約)

事前に電話で予約の上、夜間休日窓口(区役所西庁舎1階)で証明書をお渡しします。(年末年始を除く。)

## ☆郵便局での交付

区内11か所の郵便局で証明書を交付しています(受付時間等詳しくは、わたしの便利帳、または練馬区公式ホームページをご覧ください。)

## ☆コンビニエンスストア等での交付

マイナンバーカードをお持ちの方は、コンビニエンスストア等のマルチコピー機で証明書を取得できます。時間は、午前6時30分から午後11時までです。

## ☆郵送申請・オンライン申請

申請の受付後、証明書を現住所地向けに郵送します。なお、オンライン申請は、マイナンバーカードが必要です。詳しくは、練馬区公式ホームページをご覧ください。

## 〔夜間休日窓口〕利用の予約先

練馬区役所税務課  
税証明・軽自動車税担当  
電話5984-4536(直通)

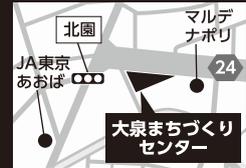


# 土地の有効活用は おまかせください



**株式会社リゾン**  
大泉まちづくりセンター

東京都練馬区大泉学園町1-2-6-101  
TEL:03-3925-0866  
FAX:03-5935-6517  
MAIL:ooizumi@lizon.co.jp



区民葬儀取扱店・ねりまファミリーパック\* 練馬区関町の葬儀屋さん 地元で創業72年

安心の電話相談

— もしもコール —

「もしも…」の時に備えて、お客様の  
全ての疑問にわかりやすくお答えします。

**24時間受付** お気軽にお電話下さい。

**フリーダイヤル**

**0120-76-0878**

[www.ozawasousai.com](http://www.ozawasousai.com)

# 小澤葬祭

\*ファミリーパック会員の方は割引特典が  
ご利用いただけます。

《関町本店》

関町北4-1-10 Tel 03-3920-0878

《上石神井店》

上石神井4-4-22 Tel 03-3920-4733

# 地域とともに

『積極的かつ柔軟で、スピーディな融資対応』

皆様のお役にたつ



**東京信用金庫**



<https://www.tokyo-shinkin.co.jp>

|       |           |                 |              |
|-------|-----------|-----------------|--------------|
| 中村橋支店 | 〒176-0023 | 練馬区中村北3-16-11   | 03-3999-5101 |
| 練馬支店  | 〒179-0074 | 練馬区春日町1-15-2    | 03-3577-0761 |
| 大泉支店  | 〒178-0061 | 練馬区大泉学園町7-16-21 | 03-3978-8011 |
| 武蔵関支店 | 〒177-0052 | 練馬区関町東1-21-9    | 03-5991-4111 |
| 土支田支店 | 〒179-0076 | 練馬区土支田4-3-1     | 03-3922-3663 |

**ご協賛ありがとうございます**  
 ～ 賛助会員様 ～  
 このページはご協賛いただいた皆様を掲載させていただいております。ご協賛いただける方は事務局までご連絡よろしく願います。

**小松電気工事株式会社**  
 代表取締役 **小松 隆 浩**  
 東京都練馬区上石神井1-5-16  
 TEL 3920-1367  
 FAX 3928-2131

練馬西納連名誉会長  
**加藤 農 園**  
 (イチゴ・野菜・ステビア栽培、販売)  
**加藤 和 雄**  
 東京都練馬区大泉学園町2-27-59  
 TEL 3921-1647

練馬西納連会長  
**株式会社 町田硝子店**  
**町 田 光**  
 東京都練馬区上石神井3-28-2  
 TEL 3928-1101

**練馬西間税会**  
 会 長 **加藤 浩 一**  
 東京都練馬区東大泉6-34-1  
 TEL 3922-2917

練馬西納連相談役  
**中華料理 二葉**  
**金子 元 明**  
 東京都練馬区上石神井2-21-10  
 TEL 3920-8952

練馬西納連副会長  
**有限会社 内堀商事**  
**内 堀 満**  
 東京都練馬区西大泉6-15-1  
 TEL 3924-4104

練馬西納連副会長  
**丸芳木材株式会社**  
**佐藤 尚 武**  
 東京都練馬区関町東1-3-17  
 TEL 3920-7849

公益社団法人 **練馬西法人会**  
 会 長 **高橋 利 充**  
 事務局 東京都練馬区東大泉6-47-15  
 〒178-0063 TEL 3923-7272(代)  
 FAX 3923-7285

 **山形屋** オーダーメイドスーツ-1世紀  
 MADE IN JAPANへのこだわり  
 ◎メンズオーダー  
 職人管理のもと、1工程ずつ丁寧に仕上げていくオーダー  
 ◎レディースオーダー-MYSTANA  
 パターンオーダーを超えたパターンオーダー  
 〒178-0061  
 東京都練馬区大泉学園町3-1-41 フローラルティアラ大泉1F  
 TEL03-5387-7883 10:00-20:00

申告・税務調査等のご相談は  
 たつぐち  
**竜口税理士事務所へ**  
 東京都練馬区上石神井2-112-15-1108  
 TEL・FAX 03-5991-9867  
 携 帯 080-8497-3047

お酒のご用命は  
**上原 酒店へ**  
 東京都練馬区上石神井2-19-17  
 TEL 3920-7146

練馬西納連副会長  
**高橋ペリーガーデン園主**  
**高橋 正 悦**  
 東京都練馬区南大泉3-25-6  
 TEL 3924-3205

**明治堂印刷株式会社**  
 代表取締役 **井ヶ田 洋 亮**  
 埼玉県入間市河原町5-13  
 TEL 04-2964-2944(代)  
 FAX 04-2964-2945

**連合会の動き**

- 6年4月1日 監査会
- 5月9日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 5月16日 練馬西納連 第34回定期総会 (勤労福祉会館)
- 6月6日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 6月17日 東総連第68回定期総会 (上野精養軒)
- 6月20日 各中学校へ作文依頼
- 7月12日 東総連青年部・女性部合同研修会
- 7月18日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 7月18日 税務署新幹部との名刺交換会
- 7月25日 地区連合会長及び地区連福利共済部長合同会議 (上野精養軒)
- 8月2日 税務六団体主催「合同意見交換会」 (勤労福祉会館)
- 9月9、10日 作文一次審査会(練馬西税務署)
- 9月13日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 9月24日 作文最終審査会 (練馬西税務署)
- 10月3日 東総連作文審査会 (上野精養軒)
- 10月3日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 10月3日 納税キャンペーングッズ準備 (練馬西税務署)
- 10月17日 納税キャンペーン (大泉学園駅前)
- 11月5日 城西地区協議会 (杉並区役所)
- 11月12日 納税表彰式
- 11月12日 署長表彰・瀧島康秀組合長
- 11月18日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 11月18日 「税を考える週間」  
 特別講演 講師：練馬西税務署長 近藤 高史 様
- 12月5日 定例執行部会 (練馬西税務署)
- 12月12日 小中学生「税の作品合同表彰式」 (ゆめりあホール)
- 12月18日 一日税務署長 (練馬西税務署)
- 7年1月17日 組合長会議、賀詞交歓会 (勤労福祉会館)



思いを預かる。思いをつなぐ。

# きらぼし銀行

\\ 地域のために頑張ります。お気軽にご相談ください。 //

上石神井支店

上石神井北支店

TEL 03-3929-8811

TEL 03-3920-1581

練馬区上石神井2-34-12 <ランチ・イン・ランチ(店舗内店舗)方式で営業>

## ご葬儀



## 法 事

感謝のセレモニー

ヨ イ セ レ モ ニ ー

# マキノ祭典 0120-41-7062

本社:東京都練馬区上石神井4-9-24 営業所:東大泉 サロン:大泉学園町・大泉学園駅前・石神井公園駅前

マキノ祭典

検 索

一般歯科 小児歯科 矯正歯科 入れ歯 インプラント 審美歯科

医療法人社団康志会

## 大泉学園三丁目歯科

住所 〒178-0061 東京都練馬区大泉学園町3-11-17 P 駐車場完備

ホームページ <http://www.koshikai.net/>

|                | 月 | 火 | 水 | 木 | 金 | 土 | 日 | 祝 |
|----------------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| AM 9:30~13:00  | ○ | ○ | ▲ | × | ○ | ○ | ■ | × |
| PM 15:00~18:30 | ○ | ○ | ● | × | ○ | ◆ | ◆ | × |

▲... 11:00~14:30

●... 16:30~20:00

◆... 14:30~17:00

■... 10:00~13:00

お電話でのご予約お問い合わせは



03-3923-8249